

法律講演会

強制執行による債権回収

主催：大阪商工会議所・大阪弁護士会・日本弁護士連合会

後援：中小企業庁・中小企業基盤整備機構・日本商工会議所・全国商工会連合会・全国中小企業団体中央会・日本司法支援センター・日本政策金融公庫

交渉や支払督促などでも債権の回収が難しい場合、強制執行による手続(裁判所の手続きを通して強制的に債権を回収すること)は、債権回収における最後の手段として非常に有効です。

本講演会では、弁護士法人権藤・黒田法律事務所の山本展大氏、山口心平氏、岸野祐樹氏の弁護士3名(大阪弁護士会所属)が、債務名義取得後の強制執行による債権回収の進め方などについて、個別事例を踏まえ、パネルディスカッション形式でわかりやすく解説します。引き続き、講演会の参加者を対象に、弁護士による無料法律相談(個別)を実施いたします(本テーマに限らず、経営にまつわる法律相談全般が対象です)。

◆日時 **平成26年 9月 10日(水) 午後2時～午後5時**

<講演会>午後2時～午後3時45分

<法律相談>午後4時～午後5時(個別相談・希望者のみ)

※法律相談では、経営にまつわるあらゆる法律問題について個別に応じます。下記申込書の「希望する」に○をつけ、相談の概要をご記入の上、ファックスでお送りください(個別相談の順番は申込先着順に受け付けます)

※当日は、下請法の概要などについても紹介いたします。

◆会場 **大阪弁護士会館 2階ホール** (大阪市北区西天満 1-12-5)

◆参加費 **会員、非会員とも 無料**

◆定員 **200名** ※定員を超える場合は、1社2名までの受付とさせていただきます。

◆申込方法 ・下記申込書に必要事項をご記入の上、**9月2日(火)までに、FAXにてお申込みください。**

・定員になり次第、締め切ります。(定員オーバーの場合はご連絡させていただきます)

・お申し込み後、「**会場の地図の入った参加証**」をお送りさせていただきます。

◆お願い **本事業は大阪府の経営支援事業費補助金の一部を受けて実施しているため、大阪府へ実施報告をいたします。講習会参加の際には、必ずアンケートにご協力賜わり、事務局まで提出ください。**

◆問合せ 大阪商工会議所 中小企業振興部 経営相談室 (山田・大西)

〒540-0029 大阪市中央区本町橋 2-8 TEL. 06-6944-6451/FAX. 06-6944-6565

FAX.06-6944-6565

大阪商工会議所 中小企業振興部 経営相談室 山田行

法律講演会「強制執行による債権回収」(9/10)

※ご記入になられた情報は、大阪府・大阪商工会議所・大阪弁護士会・日本弁護士連合会からの各種連絡・情報提供のために利用します

会社名		会員 番号	
住所	〒		
電話		F A X	
フリカ、ナ 氏 名		フリカ、ナ 氏 名	
当日の無料法律相談(個別)を <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない			

※個別相談を希望される方は、相談内容について簡単にご記入ください。